

○ 判定区分Ⅳの施設は、いずれも緊急措置（橋梁：重量制限規制、トンネル：全面通行止め）を実施

<判定区分Ⅳのリスト>

○橋梁

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
四国中央市	静進橋	江之元海岸線	1967	主桁 PC鋼材の著しい断面減少。

<判定区分Ⅳのリスト>

○トンネル

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
鬼北町	高研隧道	日向谷線	1928	覆工コンクリートのはく落の危険性がある

○道路附属物等

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
該当なし				

※判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態